

国連人権理事会 UPR 日本審査への NGO 情報提供

2012 年 4 月
新日本婦人の会

イントロダクション

1. 新日本婦人の会（新婦人）は、1962 年創立、全国に会員 16 万人、週刊の機関紙読者 23 万人を有し、核兵器廃絶、女性・子どもの権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げ活動している。国連経済社会理事会の特別協議資格をもつ NGO として、提言や報告書提出などを通じて国連女性の地位委員会や女性差別撤廃委員会に参加している。

要旨

2. 2008 年の第 1 回 UPR 日本審査にあたり、新婦人は、ジェンダー平等・女性の人権の視点から、日本の人権状況について情報提供を行った。世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダーギャップ指数（GGGI）」では、2007 年の 128 か国中 91 位から、2011 年は 135 か国中 98 位など、ジェンダー平等の推進において、日本はあいかわらず先進国の中で最低レベルである。政府は 2010 年 12 月に第 3 次男女共同参画基本計画を決定、「実効性」や「国際的規範・基準の積極的遵守」を強調し、15 の重点分野の数値目標を掲げている。その実施がいま、問われている。

3. 未曾有の被害をもたらした 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災と東京電力福島第 1 原子力発電所の事故を経て、生活と地域の再建という急務の課題に直面している今、日本は、新自由主義的構造改革路線から脱却し、憲法とジェンダーの視点に立った改革がもとめられている。現状はむしろこれまでの路線を進める方向が打ち出されており、日本の人権状況全体がいつそう悪化することが懸念される。

4. 新婦人は、第 2 回 UPR 日本審査に向けて、以下の項目について問題点を指摘し提言を行う。
1) 日本政府がフォローアップに合意し中間報告を提出した（2011 年 3 月第 16 回人権理事会）16 の勧告のうち、女性差別撤廃条約選択議定書の批准及び女性に差別的な法律上の規定の廃止、女性に対する暴力に関する措置、2) 東日本大震災・原発事故にかかわる状況、3) 女性の働く権利、4) 女性の政治参加と選挙制度、5) 日本軍「慰安婦」問題。

女性差別撤廃条約選択議定書批准及び女性に差別的な法律上の規定の廃止

5. 日本政府は、第 1 回 UPR で出された勧告（UPR 作業部会報告書 A/HRC/8/44、パラグラフ 60）の女性差別撤廃条約選択議定書批准（サブパラグラフ 1）及び女性に差別的な法律上の規定の廃止（サブパラグラフ 7）を受け入れたが、いずれも実施されていない。人権理事会への中間報告でも、「検討を行っている」「検討を進める」と述べるにとどまっている。2 つとも女性差別撤廃委員会から再三にわたって実施を勧告されており、民法における差別的条項（男女で異なる結婚適齢、女性だけに課せられている再婚禁止期間、夫婦同姓、婚外子の相続における差別）の改正については、2009 年の勧告で、条約の履行の障害になっている問題として、定期審議を待たずに追加報告をする「フォローアップ項目」に指定された。その後法改正への具体的な動きはとられないまま 2011 年 8 月の追加報告提出となり、委員会からは 2012 年 11 月に再度の追加報告をもとめられている。2012 年 4 月の時点でも法改正への見通しはない。

6. 夫婦の同姓が法律によって強制されている国はほかに例がない。新婦人は、2009年12月17日～2010年1月20日までの1カ月間に緊急アンケートを行った。31都道府県115人（女性114人、男性1人）から、個人の人權が侵害されている実態が寄せられた。ほとんどの場合、女性は通帳や印鑑、免許、家の名義変更など煩雑な変更手続きをしなければならない。通称別姓や事実婚の場合は同一人物である証明がその都度求められ、事実婚では生命保険の受取人、税金の配偶者控除など対象から除外、養子縁組や不妊治療が認められず、ローンや入院時の保証人になれない。新婦人はじめさまざまな女性団体やネットワークは、政府や国会に要請を続けている。民法改正が進まない背景に、「家族制度の崩壊につながる」と主張する政治家や国会議員が多い現状があるが、女性差別撤廃委員会の総括所見にあるように、政府が「条約の規定に沿って国内法を整備するという義務にもとづき」行動するという強い政治的意思を示す必要がある。

7. 提言

- 1) 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准へ、具体的なてだてをとること。
- 2) 民法改正をただちに実行すること。女性差別撤廃委員会の勧告を全面的に実行して事実上の平等を実現すること。

米軍基地関連の女性に対する暴力

8. 米軍が駐留する日本では米兵によるレイプ事件、殺傷事件が後を絶たず、「日本にとって重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使しない」との日米政府の条約外の合意（密約）のもとで、被害者は人權を踏みにじられたまま、泣き寝入りさせられている。

9. 提言

- 1) 米軍犯罪について、裁判権を行使し、加害者処罰を徹底すること。当面は極端に不平等な日米地位協定の改定をめざすとともに、米軍基地の存在そのものについて検討を行うこと。

東日本大震災・福島第一原発事故後の状況

10. 東日本大震災・大津波、原発災害は、いまなお復興も収束も目途がたっていない。警察庁の発表で2012年4月11日現在、死者15,856人、届出があった行方不明者は3,070人であるが、実際は2万人を超える被害が出ている。34万人を超える被災者が避難生活を送っており、とりわけ放射能汚染にさらされている福島県民は15万8000人、うち62,000人が県外に避難している。その多くが母子避難である。

11. 被災した東北地方は、もともと歴代政権による第一次産業切り捨て政策のもとで高齢化と過疎化がすすみ、自治体合併による行政の広域化と公務員削減、「構造改革」による医療機関の統合・縮小などに直面していた。原発も地域振興を願い誘致してきた経緯がある。政府の被災者支援が遅れ、避難が長期化するなかで、「連日、避難所の炊き出しで疲労困憊」「保育所、学校給食の女性臨時職員が解雇された」など、性別役割分業意識や非正規労働などが、被災女性の困難をいっそう深刻にした。被災地での雇用確保と自営業者、農家への支援は緊急の課題である。失業手当の受給期間が終わった3510人のうち、7割超が就職先が決まっていない（3月2日、厚労省発表）など、厳しい状況である。

12. 政府の東日本大震災復興構想会議は15人中、女性はわずか1人（6.7%）、同検討部会は19

人中 2 人 (10.5%)、原発事故調査・検証委員会は 10 人中 2 人 (20%)。2011 年 10 月時点の調査で、40%を超える自治体が防災会議に女性委員ゼロ、50%以上が防災関係の部署に女性ゼロであった。被災者、とりわけ社会的に弱い立場にある人たちの声を届け現状の改善をもとめる女性団体などの努力もあり、日本政府は 2012 年 3 月、第 56 回国連女性の地位委員会に「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」と題する決議を提出し、全会一致で採択されている。

13. 提言

- 1) 東日本大震災の被災地の復興は、住民のニーズにたち、真の地域の再生につながるものとなる支援を行うこと。大震災と原発事故がもたらした被害から最大限教訓を学び、命とくらしを守る政策へと、転換を図ること。特に、放射能被害から子どもを守るために、情報の開示と、県外避難者も含め生涯にわたる健康調査と医療費助成を行うこと。
- 2) 決議「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」や、内閣府や厚労省が作成したジェンダーの視点に立つ被災者支援や復興対策などを、確実に実行すること。

女性の働く権利

14. 労働者の非正規化はいつそう進み、男性労働者の 20.1%、女性で 54.6%に達し (厚労省、2011 年労働力調査)、所得格差と貧困が広がっている。男女の賃金格差も依然として大きく、正規雇用で男性 100 に対し女性は 69.3 (厚労省「働く女性の実情」、2011 年 5 月) だが、パート含む常用労働者では、男性 100 に対し女性は 51.0 である (厚労省「2010 年毎月勤労統計調査」)。この格差が女性の経済的自立を阻害し、老後の生活不安の原因になっている。国民年金受給者の平均月額額は 4 万円、ひとり暮らしの高齢女性は多くが月 2~3 万円、無年金者も 100 万人を超えている。厚生年金は平均月額が男性で 17 万 6000 円、女性はその 6 割の 10 万 3600 円 (2009 年、厚労省発表) である。また、2010 年の「合計特殊出生率」は 1.39、2060 年の推計人口は 8674 万人と推計され (国立社会保障・人口研究所、2012 年 1 月 30 日)、少子化にも歯止めがかかっていない。

15. 同研究所の調査で夫婦の理想的な子どもの数は「2.48 人」であり、実際の予定数が下回る理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く 65.9%となっている。若年層と女性で 5 割を超える低収入の非正規雇用、全国に 4 万 6620 人の待機児という保育所不足、高い教育費など、生みたくても生めない、それ以前に自立できないという問題がある。固定的役割分担意識に加えて、保育・介護・医療など社会サービスへの予算の削減が、家庭的責任における女性の負担を重くしている。

16. 2011 年 12 月 31 日、日本航空は経営難を理由に 165 人のパイロットと客室乗務員の整理解雇を強行 (うち女性は 84 人)、148 人 (うち女性は 72 人) が解雇の撤回と職場復帰をもとめて東京地方裁判所に提訴した。裁判の中で、最高経営責任者自身の「解雇の必要はなかった」との証言にもかかわらず、地裁は、解雇は合理性があったとする判決を出した。人選の基準に年齢や過去の病歴などが含まれていること、客室乗務員の大半が組合員であることなど、女性差別撤廃条約はじめ国際法に照らしても問題があり、整理解雇の 4 要件 (高度の必要性、解雇回避努力、人選基準の合理性、手続きの合理性) が今後効力をもたなくなることも懸念される。

17. 提言

- 1) 非正規雇用を規制し、正規雇用を増やすために、立法や法改正など必要な措置をとること。

- 2) 男女ともに家庭責任を平等に分担し、人間らしい働き方ができるよう、長時間労働の規制、均等待遇や男女賃金格差の是正、児童手当の拡充や教育費の軽減など、抜本対策をとること。公的責任で保育所や介護施設を拡充すること。育児・介護休業を必要とするすべての男女がとれるよう、法改正をおこなうこと。
- 3) 企業による解雇について、監視と必要な指導を行うこと。

女性の政治参加と選挙制度

18. GGGI の順位が低い最大の要因は、女性国会議員の比率 11.3%など、政治や経済の意思決定に女性の声が届かないことである。1995 年に導入された小選挙区制の弊害が大きい。新婦人はじめ女性団体は、比例代表を中心とした選挙制度をもとめてきたが、男女共同参画会議の基本問題・影響調査専門調査会も今年 2 月に発表した報告書の中で、「死票が多くなる小選挙区制より中選挙区制・大選挙区制や比例代表制の下の方が多様な民意が反映されやすく、女性議員の割合が高くなる傾向が見られる」としている。現在政府が比例定数を削減する法案を準備していることは、こうした動きに逆行するものである。

19. 提言

- 1) 多様な民意が反映されるよう、比例代表を中心とした選挙制度へ、法改正を行うこと。

日本軍「慰安婦」問題

20. 前回 UPR において、政府は「慰安婦」問題に関する勧告（サブパラグラフ 5）のフォローアップ受け入れを拒否したが、2008 年 6 月の第 8 回人権理事会本会合に提出した勧告への対応についての文書で、「条約機関との対話を続けていく」と述べている。2009 年 8 月の女性差別撤廃委員会による総括所見は、『「慰安婦」の状況について、被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的な解決を見出す努力を緊急に行うよう、締約国に改めて勧告する」と述べている。

21. アジア、欧米各国の議会での解決を求める決議に加えて、韓国では 2011 年年 8 月、憲法裁判所が「日本軍『慰安婦』問題解決のために日本政府と交渉しないのは憲法違反」との決定を下した。日本国内でも、日本政府に対し韓国との協議に応じ、法的解決をもとめる運動が広がり、36 自治体が意見書を採択している。

22. 提言

- 1) 日本軍「慰安婦」問題の法的解決へ、国際機関からの勧告と被害女性の要望に応えただちに行動すること。